

平成30年第4回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件名	頁
5号	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書案	1
6号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書案	3
7号	公立小中学校における空調設備設置に対する財政支援拡充を求める意見書案	5
8号	後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書案	7

議員提出議案 第5号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等
の早期解決を求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
厚生労働大臣	内閣官房長官

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月25日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>大浦 さとる</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>中村 千佐江</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>荒神 稔</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の 早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づいて、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀余りの間に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。

国の統計等によれば、全国で約2万5,000人が不妊手術を受け、うち1万6,500人が本人同意のない強制手術だったとされており、宮崎県においては、県に報告されただけでも、283件の強制手術が行われている。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足した。同議員連盟は、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒヤリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。

旧法のもとで不妊手術を受けた障がいの方は高齢化が進み、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、解決を急がなければならない。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであることから、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 国は、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県での相談窓口設置を行うこと、併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月25日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第 6 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書案

提出先 内閣総理大臣　　総務大臣
厚生労働大臣　　文部科学大臣
国家公安委員長

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 25 日提出

提出者 都城市議會議員 大浦 さとる

賛成者 // 黒木 優一

賛成者 // 西川 洋史

賛成者 // 江内谷 満義

賛成者 // 小玉 忠宏

賛成者 // 森 りえ

賛成者 // 荒 神 稔

賛成者 // 広瀬 功三

賛成者 // 岩元 弘樹

賛成者 // 筒井 紀夫

都城市議會議長 榎木 智幸 様

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女児が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28年、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかつた。

虐待から子どもの命を守るためにには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようになるとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月25日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第7号

公立小中学校における空調設備設置に対する財政支援拡充を求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
文部科学大臣	厚生労働大臣
内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市
議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月25日提出

提出者	都城市議会議員	福島 勝郎
賛成者	〃	永田 照明
賛成者	〃	中村 千佐江
賛成者	〃	森 りえ
賛成者	〃	広瀬 功三
賛成者	〃	西川 洋史
賛成者	〃	大浦 さとる
賛成者	〃	岩元 弘樹

都城市議会議長 榎木智幸様

公立小中学校における空調設備設置に対する財政支援拡充を求める意見書

近年、地球温暖化の影響や都市化の進行により、全国的に夏季の暑さが非常に厳しくなっている。文部科学省の定める学校環境衛生基準において、平成30年4月2日付の改正により、望ましい教室内の温度の基準は「17°C以上28°C以下」に見直された。

都城市で8月27日から8月31日までの5日間、小中学校の教室の室温を測定したところ、平均室温は31.8°Cであり、最高室温は8月27日月曜日に36.2°Cと測定された教室があった。6月から7月においても、30°Cを超える教室が非常に多く存在している。

宮崎県の空調設置においては、普通教室・特別教室の保有室数8,782室で設置率は30.3%で、平成29年4月1日時点で全国平均の41.7%より低い数値である。

県内の普通教室における空調設置率は26.7%、特別教室における設置率は33.1%で全国平均では、普通教室49.6%、特別教室34.6%である。都城市においては、平成29年4月1日現在、普通教室2.9%の設置率である。

空調設備の設置工事については学校施設環境改善交付金による国の補助があるが、交付金の算定割合が3分の1と低く、設置が進んでいないのが現状である。猛暑の中では、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下し、教育環境に適しているとは言えない。また、空調設備の進んでいる自治体と未設置の自治体との間では、教育環境の大きな差異を生じさせており、早急な是正が必要である。

よって、公立小中学校普通教室及び特別教室への空調設備の設置を促進するため、財政支援を大幅に拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月25日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第 8 号

後期高齢者の医療費窓口負担について、原則 1 割負担の継続を求める意見書案

提出先 
衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
厚生労働大臣

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 25 日提出

提出者 都城市議会議員 森 りえ

賛成者 // 福島 勝郎

賛成者 // 小玉 忠宏

賛成者 // 西川 洋史

賛成者 // 神脇 清照

都城市議会議長 榎木智幸様

後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書

後期高齢者医療（75歳以上）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度審議会（財務省）ですすめられ、社会保障審議会（厚生労働省）でも議論がすすめられている。

こうした負担増の検討の進行に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は6月6日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」を政府に提出し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めること」を要望している。また、老人クラブや医療関係団体からも、負担増の引き上げを懸念する意見が出されている。

厚生労働省の後期高齢者医療制度被保険者実態調査（2017年度調査分）によると、宮崎県の後期高齢者の82.5%が所得100万円未満と厳しい生活状況にある。後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測される。

よって、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月25日

宮崎県都城市議会